

- (6) 運動器リハビリテーション料の対象患者
別表第九の六に掲げる患者
- (7) 呼吸器リハビリテーション料の対象患者
別表第九の七に掲げる患者
- (8) 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者
別表第九の八に掲げる患者
- (9) 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する別に厚生労働大臣が定める場合
別表第九の九に掲げる場合
- 二 難病患者リハビリテーション料の施設基準等
イ 当該保険医療機関内に難病患者リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ロ 当該保険医療機関内に難病患者リハビリテーションを担当する専任の看護師、理学療法士又は作業療法士が適切に配置されていること。
ハ 患者数は、看護師、理学療法士又は作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。
- 二 難病患者リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。
イ 難病患者リハビリテーションに規定する疾患及び状態
別表第十に掲げる疾患
ロ 別表第十に掲げる状態
- 二 難病患者リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
イ 難病患者リハビリテーションに規定する疾患
別表第十に掲げる疾患
ロ 別表第十に掲げる状態
- 三 障害児(者)リハビリテーション料の施設基準等
(1) 障害児(者)リハビリテーション料の施設基準
イ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十三条の三及び第四十三条の四に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設、同法第七条第六項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定する施設、又は保険医療機関であつて当該保険医療機関においてリハビリテーションを実施している患者のうち、概ね八割以上が別表第十の二に該当する患者(ただし加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病の者を除く)であるもの。
ロ 当該保険医療機関内に障害児(者)リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ハ 当該保険医療機関内に障害児(者)リハビリテーションを担当する専任の常勤看護師、常勤理学療法士若しくは常勤作業療法士が適切に配置されていること。
ニ 言語聴覚療法を行う場合にあつては、ハに加え、常勤の言語聴覚士が適切に配置されていること。
- ホ 障害児(者)リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。
ヘ 障害児(者)リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
ハ 障害児(者)リハビリテーション料の対象患者
別表第十の二に掲げる患者

- 四 集団コミュニケーション療法の施設基準等
(1) 集団コミュニケーション療法の施設基準
イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)又は障害児(者)リハビリテーション料の届出を行っている施設であること。
ロ 当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ハ 当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専任の言語聴覚士が適切に配置されていること。
ニ 患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。
ホ 集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
ヘ 集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
- (2) 集団コミュニケーション療法の対象患者
別表第十の二に掲げる疾患
- 第十 精神科専門療法
一 精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアの施設基準
(1) 当該保険医療機関内に作業療法については作業療法士が、ショート・ケア、デイ・ケア、ナイト・ケア又はデイ・ナイト・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。
(2) 患者数は、作業療法については作業療法士の、ショート・ケア、デイ・ケア、ナイト・ケア又はデイ・ナイト・ケアについては必要な従事者の、それぞれの数に対し適切なものであること。
(3) 当該作業療法、ショート・ケア、デイ・ケア、ナイト・ケア又はデイ・ナイト・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。
- 二 医療保護入院等診療料の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に精神保健指定医が適切に配置されていること。
(2) 医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。
- 第十一 処置
一 エタノールの局所注入の施設基準
(1) 甲狀腺又は副甲狀腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
(2) 甲狀腺又は副甲狀腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二 人工腎臓に規定する場合等
(1) 入院中の患者以外の患者に人工腎臓を行う場合
入院中の患者以外の患者に血液濾過を行った場合その他特に認める場合
(2) 人工腎臓に規定する注射液
別表第十の三に掲げる注射液
(3) 人工腎臓の算定回数上限の除外患者
妊娠中の患者
- 三 歯科点数表第 2 章第 8 部に規定する特定薬剤
使用薬剤の薬価(薬価基準×平成二十年厚生労働省告示第六十号)の別表第 4 部歯科用薬剤の外用薬(Ⅰ)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤